

○大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例

昭和49年10月24日条例第25号

改正

昭和50年10月20日条例第10号

昭和52年7月19日条例第14号

昭和58年1月31日条例第39号

昭和60年4月13日条例第3号

平成元年12月28日条例第13号

平成5年3月31日条例第30号

平成8年10月16日条例第17号

平成11年3月24日条例第38号

平成12年10月1日条例第16号

平成12年12月28日条例第24号

平成13年7月1日条例第13号

平成18年3月31日条例第49号

平成18年9月30日条例第32号

平成20年3月31日条例第58号

平成20年7月1日条例第9号

平成23年12月28日条例第12号

平成24年12月28日条例第38号

平成25年3月29日条例第57号

平成26年9月26日条例第11号

平成28年4月1日条例第4号

平成28年9月21日条例第20号

大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの規定により重度の知的障害者と判定された者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
 - (3) 児童福祉法第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日健医発1133号厚生省保健医療局長通知別紙）の1級に該当するもの
- 2 この条例において「保護者」とは、本市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護するものをいう。
 - 3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
 - 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
 - 5 この条例において「65歳未満の者」とは、65歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
 - 6 この条例において「65歳以上の者」とは、65歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
 - 7 この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により重度障害者医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、次の各号の全てに該当する重度障害者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者であつて、3歳に達する日の属する月の翌月の初日以後にあるもの

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者(65歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項各号に規定する被保険者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(3) 重度障害者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る重度障害者医療費の支給については、前々年の所得。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)第7条に規定する額を超えるときの当該重度障害者

(4) 重度障害者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上の額(重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護するものの前年の所得が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上の額)であるときの当該重度障害者

3 前項第3号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第12条第4項において準用する施行令第5条第1項の読替えの規定中「総所得金額」の読替えは、行わないものとする。

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条の規定により算出した額（重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合における同号に規定する所得は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定により算出した額）とする。

（重度障害者医療費の支給）

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）の額のうち医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該対象者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、自己負担分相当額のうち、医療機関（薬局を除く。以下同じ。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

（1）入院の場合 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低所得者以外の者 1日につき500円（ただし、1月につき10,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、3,500円）を限度とする。）

イ 低所得者 1日につき300円（ただし、1月につき6,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、2,100円）を限度とする。）

（2）前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額るときは、当該額）

2 前項ただし書の規定にかかわらず、同一の医療機関において歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、当該歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなして重度障害者医療費を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は、支給しない。

4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給資格の申請及び認定）

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、

市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以後引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、同様とする。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

3 前項に規定する場合のほか、市長は、受給資格者が大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第24号）第9条の2第2項の規定により当該受給資格者に係る子ども医療証を市長に返還しなければならない場合であつて当該子ども医療証が返還されていないとき、又は大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第6号）第8条の2第2項の規定により当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療証を市長に返還しなければならない場合であつて当該ひとり親家庭等医療証が返還されていないときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 受給資格者が規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療、老人訪問看護又は訪問看護を受けようとするときは、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があつたものとみなす。

3 市長は、受給資格者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、

市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等又は障害児施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、本市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、当該障害者施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者（生活保護法による保護を受けている者を除く。）は、対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設（以下「障害児施設等」という。）に入所したため、当該障害児施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（生活保護法による保護を受けている者を除く。）は、対象者とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受けた医療に係る重度障害者医療費から適用する。

付 則（昭和50年10月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日以降に受けた医療にかかる重度障害者医療費から適用する。

付 則（昭和52年7月19日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

付 則（昭和58年1月31日条例第39号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則（昭和60年4月13日条例第3号）

改正

平成元年12月28日条例第13号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第1号に規定する者にかかる同項の規定は、この条例の施行の日の属する月の翌月の末日までに受給資格の申請がなされたものについては、昭和59年10月1日以降に受けた医療費についても適用する。

付 則（平成元年12月28日条例第13号）

- 1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に関する給付にかかる重度心身障害者医療費について適用し、同日前に行われた療養に関する給付にかかる重度心身障害者医療費については、なお従前の例による。

付 則（平成5年3月31日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成8年10月16日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月24日条例第38号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正）

第2条 大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第3条第1項中「保険者又は共済組合」を「規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」という。）」に改める。

第5条第2項中「又は共済組合」を削る。

（大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）

第3条 大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号エ中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第2号中「または」を「、組合員若しくは加入者又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「対象者」を「、対象者」に改め、同項第3号中「かかる」を「係る」に、「および」を「及び」に改め、同項第4号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第5号中「または」を「又は」に改め、同項第6号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第4条第1項中「保険者又は共済組合」を「規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」という。）」に改める。

第6条第1項中「もとづき」を「基づき」に改め、同条第2項中「または共済組合」を削る。

付 則（平成12年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月28日条例第24号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成13年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、平成13年1月1日以後に行われた療養に関する給付に係る重度心身障害者

医療費から適用する。

付 則（平成18年 3 月31日条例第49号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に身体障害者福祉法第 5 条に規定する身体障害者更生援護施設に入所し、当該施設の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成18年 9 月30日条例第32号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

付 則（平成20年 3 月31日条例第58号）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、平成18年10月 1 日から適用する。ただし、同条の規定中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に係る部分は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成20年 7 月 1 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条並びに次項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の公布の日以後に受ける医療に係る重度心身障害者医療費について適用し、同日前に受ける医療に係る重度心身障害者医療費については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る重度障害者医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る重度障害者医療費については、なお従前の例による。
- 4 市長は、施行日前においても、改正後の条例第 3 条に規定する対象者に係る受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する重度障害者医療証の交付をすることができる。

付 則（平成23年12月28日条例第12号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年12月28日条例第38号）

この条例中第 1 条の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成26年 9 月26日条例第11号）

- この条例中第 3 条の改正規定は平成26年10月 1 日から、第13条第 2 項の改正規定は平成27年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 4 月 1 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第 3 項及び付則第 5 項の規定は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る重度障害者医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る重度障害者医療費については、なお従前の例による。

（施行日前における重度障害者医療費の受給資格の認定等）

- 3 市長は、施行日前においても、改正後の条例第 3 条第 1 項に規定する対象者であつて、施行日において 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達する日以後最初の 3 月31日までの間にあるものに係る重度障害者医療費の受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する重度障害者医療証の交付をすることができる。

（大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項特定個人情報の欄中「又は子ども医療費の支給に関する情報」を「、子ども医療費の支給に関する情報又はひとり親家庭等医療費の支給に関する情報」に改める。

（施行日前における重度障害者医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用）

- 5 市長は、付則第 3 項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、個人番号及び同条例別表第 2 の 3 の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

付 則（平成28年 9 月21日条例第20号）

- 1 この条例は、平成28年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る重度障害者医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る重度障害者医療費については、なお従前の例による。